

## こゆ農畜産物直売所ルーピン運営規則

### 1. 直売所の会員

- ① 登録単位は個人、生産組合および任意団体とする。
- ② 直売所会員への申込は、別紙「農畜産物直売所会員申込兼出荷申込書」により行い、これに基づき個別に登録し番号を付す。

### 2. 直売品および規格・価格

- ① 直売品は自家生産の生鮮農畜産物および加工品等とし、出荷基準・規格ともに出荷者の自由とするが、消費者のニーズを最優先に商品造りをする。
- ② 価格は出荷者の自由とするが、原則として100円（税込）を基準に設定する。ただし、特別な品については、市況を勘案し価格設定を行うことができる。その場合でも10円の位を最小単位とし価格設定をする。

### 3. 会員登録の条件

- ① 会員は、当組合の組合員またその他、当組合が認めたもの。
- ② 当組合の組合員でないものは、2口（2,000円）以上の出資することにより組合員とすることができる、また員外登録の場合は入会金を支払う。出資金に関しては直売所を脱退、除名の場合は当該事業年度の終わりに払い戻すものとする。入会金については払い戻しはない。
- ③ 直売所の会員は年会費として2,500円を納めなければならない。
- ④ 家族登録は認めず、個人別に登録をする。

### 4. 脱退

- ① 脱退する場合は指定の脱退届を提出
- ② 脱退する場合は事業年度末までに申請すること、事業年度開始後の手続きの場合年会費の返金はしないものとする。

### 5. 営業日および時間

- ① 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- ② 営業日は基本的には360日営業とし、1月1日から5日を休業日とする。

### 6. 搬入時間

- ① 直売品の搬入は現場責任者の指示に従い、所定の時間・場所に出荷者自身が陳列する。
- ② 搬入時間は午前7時から終業時間までとし、欠品は出荷者自身が管理するものとする。

## 7. 出荷および商品

- ① 直売品は傷まないよう十分注意し、袋詰め・結束等して出荷する。
- ② 直売品には1点ずつ所定のシールを貼る。シールは店舗にて購入する。  
(シールは1枚1円とし、販売代金より差し引き精算する。)
- ③ 商品陳列は出荷者自身が所定の場所へ行うものとする。
- ④ 出荷量の多い品目は、自主的に出荷調整し計画栽培する。
- ⑤ この直売所を利用して、消費者との直接取引はしない。
- ⑥ 他よりの仕入品・買取品・譲渡品については、原則として受け付けない。
- ⑦ 加工品、米の出荷の際は定められた表示を記載すること。
- ⑧ 加工食品を出荷する場合、保健所の製造許可証の複写を提出すること。  
※以降更新の都度再提出
- ⑨ 青果品の出荷の際、梱包は透明や半透明のものを使用し白等の中の見えないものは使用しないこと。
- ⑩ 値引き等の価格変更をする場合は既存ラベルに赤字で記入または割引シールを使用すること。

## 8. 商品管理・残品

- ① 包装・表示等において、不完全なもの及び商品や販売に不相当と本店が判断した場合陳列・出荷をお断りすることがあります。
- ② 本店スタッフが商品の品質や食品表示を確認する際、傷み、劣化、腐敗、出荷規格外不適切表示により販売不相当と判断した商品は、出荷会員の承諾なしに引きあげるものとする。また引きあげ商品の処分に関しては、衛生上等の状況を考慮し本店に一任するものとする。
- ③ 年末最終営業日に残品回収が行われないものに関しまして、いかなる商品も本店の権限をもって処分する。
- ④ 出荷物の売れ残りおよび劣化品は自己の責任で引き取る。また、店長の判断で引き取りを命ずることができる。

## 9. 苦情処理

- ① 直売品に対する苦情等は、出荷者の責任にて対応する。
- ② クレーム対応・処理の結果、代替品の提供、返金等発生した場合、該当する場合会員に負担を求めることがあります。

## 10. 検査

出荷された農産物を無造作抽出して、定期的に残留農薬検査を行います。  
その結果、法令違反があった場合は、直ちに該当会員の当該品目の販売を停止する。

## 11. 精算

- ① 直売品（販売代金）の精算は当月末締め翌月 10 日に会員の指定する口座へ振り込むものとする。手数料については原則として通常 15%とし、保冷庫を使用する物については 18%とする。ただし員外登録者に限り 5%上乗せをする。
  - ② 精算振込みする対象は、レジを通過した直売品に限るものとし、万引きなどによって生じる差額については、直売所では責任を負わない。
  - ③ 業者仕入れの支払いも同様の扱いとする。
- ※振込みの 10 日が土、日、祭日の場合は前営業日に振込みを行う。

## 12. 出荷規制

下記に該当する場合は、運営協議会役員会で協議し、出荷規制を行う。なお出荷規制については、本人へ直接口頭または文書をもって行う。

- ア 残品処理を行わない者。
- イ 出荷基準・陳列において秩序を守らない者。
- ウ 出荷調整の指示に従わない者。

## 13. 登録者の取消

下記に該当する場合は、運営協議会役員会で協議し出荷停止・登録取消を行う。

- ア 農産物直売所の名誉を損なう行為をした者。
- イ 運営規則に違反した者。
- ウ 出荷規制が 3 回目となるもの。

この規則は平成 17 年 3 月 4 日より実施する

この規則は令和 4 年 5 月 9 日より改正実施する